

「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について

(昭和52年 4月 1日事務局長通達第 4号)
改正 昭和63年10月 1日事務局長通達第11号
平成 8年 2月16日事務局長通達第 1号

公正取引委員会の決定に基づき、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和五十二年公正取引委員会告示第三号)の運用基準を次のとおり定めたので、これによらるたい。

「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準

- 1 告示第一項第一号の「くじその他偶然性を利用して定める方法」について
これを例示すると、次のとおりである。
 - (1) 抽せん券を用いる方法
 - (2) レシート、商品の容器包装等を抽せん券として用いる方法
 - (3) 商品のうち、一部のものにのみ景品類を添付し、購入の際には相手方がいずれに添付されているかを判別できないようにしておく方法
 - (4) すべての商品に景品類を添付するが、その価額に差等があり、購入の際には相手方がその価額を判別できないようにしておく方法
 - (5) いわゆる宝探し、じゃんけん等による方法
- 2 告示第一項第二号の「特定の行為の優劣又は正誤によって定める方法」について
これを例示すると、次のとおりである。
 - (1) 応募の際一般に明らかでない事項(例 その年の十大ニュース)について予想を募集し、その回答の優劣又は正誤によって定める方法
 - (2) キャッチフレーズ、写真、商品の改良の工夫等を募集し、その優劣によつて定める方法
 - (3) パズル、クイズ等の解答を募集し、その正誤によって定める方法
 - (4) ボーリング、魚釣り、〇〇コンテストその他の競技、演技又は遊技等の優劣によつて定める方法(ただし、セールスコンテスト、陳列コンテスト等相手方事業者の取引高その他取引の状況に関する優劣によつて定める方法は含まれない。)
- 3 先着順について
来店又は申込みの先着順によって定めることは、「懸賞」に該当しない(「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」その他の告示の規制を受けることがある。)
- 4 告示第五項(カード合わせ)について
次のような場合は、告示第五項のカード合わせの方法に当たらない。
 - (1) 異なる種類の符票の特定の組合せの提示を求めるが、取引の相手方が商品を購入す

る際の選択によりその組合せを完成できる場合（カード合わせ以外の懸賞にも当たらないが、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」その他の告示の規制を受けることがある。）

(2) 一点券、二点券、五点券というように、異なる点数の表示されている符票を与え、合計が一定の点数に達すると、点数に応じて景品類を提供する場合（カード合わせには当たらないが、購入の際には、何点の券が入っているかがわからないようになっている場合は、懸賞の方法に当たる（本運用基準第1項(4)参照）。これがわかるようになっている場合は、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」その他の告示の規制を受けることがある。）

(3) 符票の種類は二以上であるが、異種類の符票の組合せではなく、同種類の符票を一定個数提示すれば景品類を提供する場合（カード合わせには当たらないが、購入の際にはいずれの種類かの符票が入っているかがわからないようになっている場合は、懸賞の方法に当たる（本運用基準第1項(3)参照）。これがわかるようになっている場合は、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」その他の告示の規制を受けることがある。）

5 告示第二項の「懸賞に係る取引の価額」について

(1) 「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準第一項(1)から(4)までは、懸賞に係る取引の場合に準用する。

(2) 同一の取引に附随して二以上の懸賞による景品類提供が行われる場合については、次による。

ア 同一の事業者が行う場合は、別々の企画によるときであっても、これらを合算した額の景品類を提供したことになる。

イ 他の事業者と共同して行う場合は、別々の企画によるときであっても、それぞれ、共同した事業者がこれらの額を合算した額の景品類を提供したことになる。

ウ 他の事業者と共同しないで、その懸賞の当選者に対して更に懸賞によつて景品類を追加した場合は、追加した事業者がこれらを合算した額の景品類を提供したことになる。

6 懸賞により提供する景品類の限度について

懸賞に係る一の取引について、同一の企画で数回の景品類獲得の機会を与える場合であっても、その取引について定められている制限額を超えて景品類を提供してはならない（例えば、一枚の抽せん券により抽せんを行つて景品類を提供し、同一の抽せん券により更に抽せんを行つて景品類を提供する場合にあつては、これらを合算した額が制限額を超えてはならない。）。

7 告示第三項及び第四項の「懸賞に係る取引の予定総額」について

懸賞販売実施期間中における対象商品の売上予定総額とする。

8 告示第四項第一号及び第三号の「一定の地域」について

(1) 小売業者又はサービス業者の行う告示第四項第一号又は第三号の共同懸賞について

は、その店舗又は営業施設の所在する市町村（東京都にあつては、特別区又は市町村）の区域を「一定の地域」として取り扱う。

一の市町村（東京都にあつては、特別区又は市町村）の区域よりも狭い地域における小売業者又はサービス業者の相当多数が共同する場合には、その業種及びその地域における競争の状況等を勘案して判断する。

(2) 小売業者及びサービス業者以外の事業者の行う共同懸賞については、同種類の商品をその懸賞販売の実施地域において供給している事業者の相当多数が参加する場合は、告示第四項第三号に当たる。

9 告示第四項第二号の共同懸賞について

商店街振興組合法の規定に基づき設立された商店街振興組合が主催して行う懸賞は、第四項第二号の共同懸賞に当たるものとして取り扱う。

10 告示第四項の「相当多数」について

共同懸賞の参加者がその地域における「小売業者又はサービス業者」又は「一定の種類 of 事業を行う事業者」の過半数であり、かつ、通常共同懸賞に参加する者の大部分である場合は、「相当多数」に当たるものとして取り扱う。

11 告示第四項第三号の「一定の種類 of 事業」について

日本標準産業分類の細分類として掲げられている種類の事業（例 一三一一 清涼飲料、七二三一 理容業、七六六三 ゴルフ場）は、原則として、「一定の種類 of 事業」に当たるものとして取り扱うが、これにより難しい場合は、当該業種及び関連業種における競争の状況等を勘案して判断する。

12 共同懸賞への参加の不当な制限について

次のような場合は、告示第四項ただし書の規定により、同項の規定による懸賞販売を行うことができない。

- (1) 共同懸賞への参加資格を売上高等によつて限定し、又は特定の事業者団体の加入者、特定の事業者の取引先等に限定する場合
- (2) 懸賞の実施に要する経費の負担、宣伝の方法、抽せん券の配分等について一部の者に対し不利な取扱いをし、實際上共同懸賞に参加できないようにする場合